

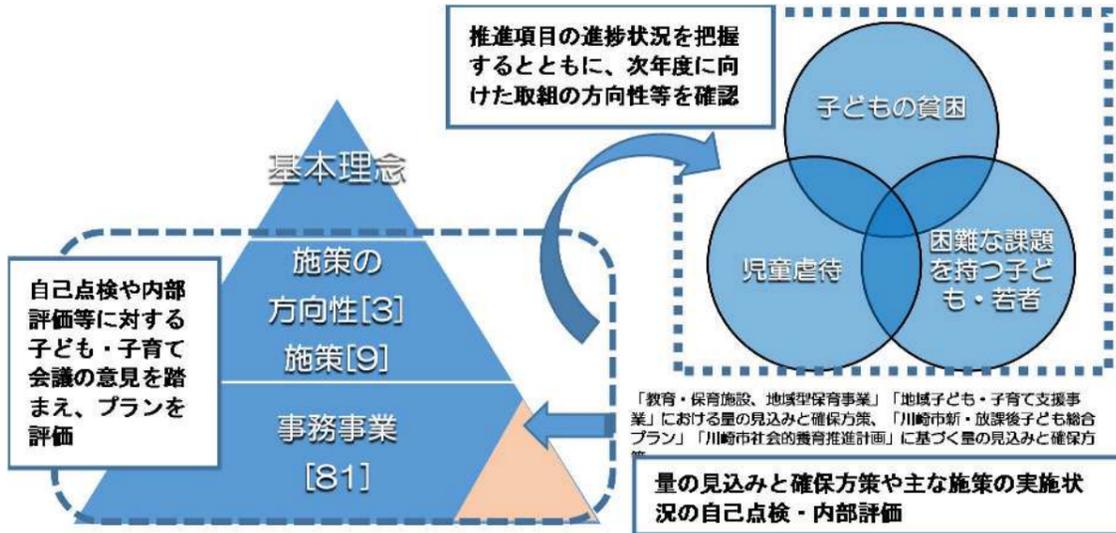
1. プランの進行管理の考え方

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」は、令和4年度から令和7年度までを計画期間として策定しており、基本理念の基に、第4章では3つの施策の方向性、9つの施策に基づく81の事務事業を位置付けるとともに、第5章では、「子どもの貧困」、「児童虐待」、「困難な課題を持つ子ども・若者への支援」の3つの社会的な課題への対応として、それぞれの施策の方向性や推進項目を示し、さらに第6章については、「教育・保育施設、地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」における量の見込みと確保方策のほか、「川崎市新・放課後子ども総合プラン」や「川崎市社会的養育推進計画」に基づく量の見込みと確保方策を記載しています。

本プランの進行管理については、「川崎市総合計画第3期実施計画」と整合性を図りながら、9つの施策を構成する81の事務事業について、毎年度、事業の取組内容の実績や成果指標及び事業量等を踏まえて達成度を把握し、施策への貢献度等を評価する点検・評価を実施します。

また、3つの施策の方向性について、事業の達成状況等を踏まえ、総合的な評価を行うとともに、9つの施策ごとに、施策を構成する事務事業の評価や、指標、質的な要素等を踏まえて総合的な評価を実施し、子ども・子育て会議からの意見・評価を反映し、今後の取組を示します。

併せて、3つの社会的課題への対応としての関連推進項目の取組状況等について進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性等を示します。また、プランに位置づけた量の見込みと確保方策について、自己点検・内部評価を実施します。



3. 点検・評価の結果(事業全体)

事業全体の達成度は、81の事務事業のうち、「2 目標を上回って達成」が3事業、「3 ほぼ目標どおり」が70事業、「4 目標を下回った」が8事業となっています。

	事業の達成度			施策への貢献度		今後の事業の方向性		
	2 目標を上回って達成	3 ほぼ目標どおり	4 目標を下回った	A 貢献している	B やや貢献している	I 現状のまま継続	II 改善しながら継続	III 事業規模拡大
令和4年度	3	70	8	5	5	2	6	7

2. 第4章における達成度・貢献度・方向性の評価の考え方

(1) 事業の達成度

取組内容等の実績や成果を踏まえた達成状況を5段階で示します。

区分	達成度の区分	該当例
1	目標を大きく上回って達成	●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。 ●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく上回った。
2	目標を上回って達成	●目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。 ●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。 ●目標に明記した数値を上回った。
3	ほぼ目標どおり	●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。 ●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。 ●目標に明記した数値とほぼ同じであった。 ●おおむね適正に処理し業務遂行に支障がなかった。
4	目標を下回った	●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。 ●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を下回った。 ●所定の期日に間に合わないなど、業務を適正に処理できなかった。
5	目標を大きく下回った	●目標に明記した期日よりも遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。

(2) 事業の貢献度

事業の達成度を踏まえ、施策への貢献度を3段階で示します。

区分	貢献度の区分	考え方
A	貢献している	◆各施策の成果指標等との関係性が強い事業で、事業の達成度が「3.ほぼ目標どおり」の場合は、原則として「A. 貢献している」とする。なお、当該年度の取組内容の実績等があまり良好でない場合や、達成度が「4.目標を下回った」の場合は、「B. やや貢献している」とする評価も含め、総合的に判断する。
B	やや貢献している	◆一方、施策を推進する経常的な事務事業等、各施策の成果指標等との関係性がそれほど強くないものの、施策を下支えしている事務事業で、取組内容の実績等が目標どおりにできた場合は、原則として「B. やや貢献している」とする。なお、当該年度の取組内容の実績等が良好で、施策に貢献したと判断した場合は、「A. 貢献している」とする。逆に当該年度の実績が良好でない場合は、「C. 貢献の度合いが薄い」とする評価も含め、総合的に判断する。
C	貢献の度合いが薄い	

(3) 今後の事業の方向性

6つの区分を設けて実施結果や評価を踏まえた今後の事業の方向性を示します。

区分	方向性区分	説明
I	現状のまま継続	計画どおり事業を継続する場合
II	改善しながら継続	事業費等は変更せず、課題に対応するため、事業手法等を見直す場合
III	事業規模拡大	計画事業費に対して予算や人員等を増加させ、一層の課題解決を図る場合 (計画事業費の範囲内での単なる事業対象等の当然増の場合は、「I」とする。)
IV	事業規模縮小	計画事業費に対して予算や人員等を縮減させ、効率化等の改善、改良、見直しを図る場合 (計画事業費の範囲内での単なる事業対象等の当然減の場合は、「I」とする。)
V	事業廃止	見直しや他の事務事業との統合等により事業を廃止する場合
VI	事業終了	計画どおりに事業を終了する場合

4. 点検・評価の結果(第4章 3つの施策の方向性及び81の事務事業を踏まえた9つの施策ごとの評価)

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

(1) 事業の達成度

施策の方向性Ⅰは施策1～4で構成され、それに紐づく30の事務事業があり、その事務事業について評価を行った結果、「3 ほぼ目標どおり達成した事務事業」が26事業(86.7%)、「4 目標を下回った事務事業」が4事業(13.3%)であり、「1 目標を大きく上回って達成した事務事業」、「2 目標を上回って達成した事務事業」、「5 目標を大きく下回った事務事業」はありませんでした。

(2) 施策の貢献度

施策の貢献度については、「A 貢献している事務事業」が21事業(70%)、「B やや貢献している事務事業」が9事業(30%)であり、「C 貢献の度合いが薄い事務事業」はありませんでした。

(3) 今後の事業の方向性

今後の事業の方向性については、「Ⅰ 現状のまま継続する事務事業」が5事業(16.7%)、「Ⅱ 改善しながら継続する事務事業」が24事業(80%)、「Ⅲ 事業規模を拡大する事務事業」が1事業(3.3%)であり、「Ⅳ 事業規模を縮小する事務事業」、「Ⅴ 事業を廃止する事務事業」、「Ⅵ 事業を終了する事務事業」はありませんでした。

(4) 総合的な評価

施策の方向性Ⅰに属する事務事業において、主な新たな取組としては、子どもの意見を聴くしくみについて、子ども・若者の“声”募集箱を令和4年12月から試行実施したほか、子育て家庭を支える取組として、令和5年9月から通院医療費助成対象年齢の中学校3年生までの拡大及び所得制限の撤廃を決定し、条例及び規則の改正を実施したところです。また、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりとして、令和5年2月から「出産・子育て応援事業」を開始し、0歳から2歳までの子育て家庭に寄り添い、面接や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援及び妊娠届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施しました。

達成度を4とした4事業は、「2(6)わくわくプラザ事業」、「2(4)青少年教育施設の管理運営事業」、「3(4)家庭教育支援事業」、「3(6)地域の寺子屋事業」です。いずれも新型コロナウイルス感染症の影響等により、実績は目標を下回りましたが、ICTを活用した取組を実施するなど、コロナ禍ならではの事業の充実に取り組んだほか、地域の寺子屋事業では、地域や学校の実情に応じて寺子屋の拡充を進め、令和3年度の76か所から令和4年度は89か所まで着実に増加しました。

(5) 各施策の評価等

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

一人ひとりがお互いに認め合い、多様な価値観が尊重されるよう子どもの権利や男女がともに子育てを担う意識の啓発を進めるとともに、企業・地域・行政などの多様な主体が連携・協働して、子育て家庭を支える取組や子育てに負担を感じる家庭への支援の取組を推進します。

総合的な評価	<p>■子どもの権利保障の取組について、子どもの権利施策推進事業においては、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき子どもの権利保証を総合的かつ計画的に推進するため、「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づき、市内小中学校などに目標値を上回る284,613部の広報資料を配布するとともに、「川崎市子どもの権利に関する条例」の解説パンフレット等を活用した権利学習の実施、オンライン形式を併用した各種研修等への講師派遣や「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催等により、さまざまな世代に向けた動画配信を含む広報及び意識普及を促進しました。また、人権オンブズパーソン運営事業においては、人権オンブズパーソン子ども教室の開催や相談カードの配布等により、相談・救済についての広報・啓発を推進しました。また、子ども・若者未来応援事業においては、子どもの意見を聴く新たなしくみとして、令和4年12月から「子ども・若者の“声”募集箱」を市ホームページに設置して試行実施しました。市政だよりによる広報をはじめ、市内の小・中・高・特別支援学校等へ周知したところ、4か月で123通198件の声が寄せられたことで、子どもの意見表明・参加について、子どもの権利保障の取組を進めることができました。など</p>
会議の意見・評価 子ども・子育て	<p>■子どもの権利保障の取組について、子どもの権利施策推進事業においては、「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」により、子どもの権利保障が総合的に推進されることを期待するとともに、広報資料配布部数が目標値を上回ったことを評価します。また、人権オンブズパーソン運営事業においては、人権オンブズパーソン子ども教室の開催や相談カードの配布等により、相談・救済についての広報・啓発を推進したことを評価します。また、子ども・若者未来応援事業においては、子どもの意見を聴くしくみとして、令和4年12月から「子ども・若者の“声”募集箱」を市ホームページに設置して試行実施し、4か月で123通198件の声が寄せられたことで、子どもの意見表明・参加について、子どもの権利保障の取組を進めることができたことを評価します。令和5年4月1日から子ども基本法が施行されましたが、同法の基本理念を踏まえ、引き続き、子どもの権利に関する広報及び意識普及の取組を継続し、様々な世代に向けた意識啓発の促進が図られることを望みます。など</p>
今後の取組	<p>■子どもの権利保障の取組について、子どもの権利施策推進事業においては、子どもの権利を守るためには、子どもの権利について、より一層普及啓発を図る必要があります。今後も、世代など対象に合わせた情報発信方法等について改善しながら継続し、子どもの権利が尊重され、子どもが自分らしく生きることができるよう「子どもにやさしいまちづくり」を推進します。派遣講師によるオンラインでの実施に取り組み、かわさき子どもの権利の日のつどいの開催については、社会状況に応じた手法の更なる改善を図りながら事業目的を達成できるようにします。また、人権オンブズパーソン運営事業においては、いじめ等の子どもの権利の侵害やDV等の男女平等に関わる人権の侵害については、より一層の制度の理解と周知に向けて市民に分かりやすい広報・啓発に取り組むほか、専門調査員のスキルアップに努め、適切な相談・救済活動を推進していきます。また、子ども・若者未来応援事業においては、「子ども・若者の声募集箱」について、届いた声に対する子どもたちへのフィードバックの手法の改善を図りながら、令和5年9月から本格実施をしていきます。など</p>

施策2 子どものすこやかな成長の促進

妊娠・出産期に安心して過ごせる取組を進めるとともに、乳幼児期における子どもの発達支援や育児支援の取組を推進します。また、学齢期においては、地域団体や青少年関係団体等と連携・協働しながら、児童の健全育成や安全・安心な居場所づくりに向けた取組を推進します。

総合的な評価	<p>■母子保健指導・相談事業について、思春期教育や両親学級等は新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、ハイブリット形式などのオンラインを活用したことで、令和3年度より参加者数が伸び、より多くの方に性的話や妊娠出産に関する正しい知識の普及・啓発が行えました。また、令和5年2月から「出産・子育て応援事業」を開始し、0歳から2歳までの子育て家庭に寄り添い、面接や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援及び妊娠届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施しました。など</p>
会議の意見・評価 子ども・子育て	<p>■母子保健指導・相談事業について、思春期教育や両親学級等は、令和3年度より参加者数が伸び、より多くの方に性的話や妊娠出産に関する正しい知識の普及・啓発をおこなったことを評価します。また、令和5年2月から「出産・子育て応援事業」を開始し、0歳から2歳までの子育て家庭に寄り添い、面接や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援及び妊娠届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施したことを評価します。引き続き、健全な母性の育成、子育て支援など親と子の健康づくりが推進されることを望みます。など</p>
今後の取組	<p>■母子保健指導・相談事業について、妊娠・出産・育児に関する知識や支援の不足は児童虐待につながる恐れもあり、健全な子育て環境づくりのために、手法の工夫を行いながら、安心して子育てができ、子どもが健康に育つことを目的に相談支援体制や情報提供の充実を図っていきます。両親学級については、妊婦の感染症によるリスクとつわり等による体調不良で外出が困難である場合を考慮し、オンラインを併用して継続実施します。産後ケアは産後の支援が必要な方がより利用しやすくなるよう、令和5年度から宿泊型の利用料を減額します。など</p>

施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上

家庭や地域に開かれた学校づくりや地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりに向けて、学校・家庭・地域が連携して、よりよい学習活動を実現するための取組を推進するとともに、教職員の資質・指導力の向上を図るための取組を推進します。また、家庭や地域の教育力を高めるため、様々な経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代が、子どもたちの学習や体験を支える取組を推進します。

総合的な評価	<p>■教職員研修事業について、教職員の資質、指導力の向上をめざした研修及び育成指標に基づく研修を計画、実施しました。必修研修としてライフステージに応じた研修を13講座67回、その他の必修研修を24講座73回、希望研修を35講座87回実施しました。また、研修内容や研修方法等について見直しを図りました。特に、一人1台配布されたGIGA端末を効果的に活用し、研修内容に応じて単方向型（動画配信）及び双方向型オンライン研修の実施を推奨し、集合型研修の実施が難しい場合でも状況に応じて研修を実施し、教職員が学び続けることができる研修体制の構築を図りました。など</p>
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

会議の意見・評価 子ども・子育て	<p>■教職員研修事業について、GIGA 端末を効果的に活用し、研修内容に応じて単方向型（動画配信）及び双方向型オンライン研修の実施を推奨し、集合型研修の実施が難しい場合でも状況に応じて研修を実施し、教職員が学び続けることができる研修体制の構築が図られたことを評価します。引き続き、学校全体の教育力向上及び教職員の質の向上のため、多様な研修等を実施されることを望みます。など</p>
今後の取組	<p>■教職員研修事業について、教員育成指標に基づく教職員の資質・能力の向上をめざした研修の実施については、引き続き、ライフステージに応じた研修において、より校内研修との関連をもたせるなど、連続性・継続性のある研修を計画し、意図的、計画的に一人一人の教職員が学び続けることができる研修体制の構築を行い、資質・能力の向上を図ります。また、教職員の資質・能力の向上の観点及び働き方・仕事の進め方改革の観点から、研修内容に応じてより効果的で効率的な研修実施になるよう集合型研修と単方向型及び双方向型オンライン研修の特性を最大限いかした研修体系となるよう改善を図るとともに、学校の教育力の向上に資する研修となるよう研修計画の見直しを図ります。また、優秀な人材の確保に向けた、本市の教員を目指す学生等のためのかわさき教師塾「輝け☆明日の先生」の実施については、川崎市が求める教員としての基本的な資質・能力を身に付けてもらい、川崎市の教育への関心や理解を深めさせることにより、川崎市の教育の充実に寄与する人材の育成を図ります。など</p>

施策4 子育てしやすい居住環境づくり

子育て家庭が安心して暮らせるよう、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進するとともに、良好で快適な地域の環境づくりに向けて、身近な公園の適切な維持・管理等を行います。また、犯罪の未然防止に向けて、市内の防犯灯の適切な維持管理を行うとともに、地域の状況に応じて計画的な防犯灯の設置を進めるなど、安全・安心な地域づくりを進めます。

総合的な評価	<p>■住宅政策推進事業について、子育て世帯の市内定住促進については、子育て世帯へのゆとりある住まいの提供を目的とした支援制度の「川崎市すまい・いかすプロジェクト」を活用し、既存住宅の活用に関するセミナーや、既存住宅の買取再販型の仕組みの普及に向けてイベントへの出店を行う等、民間事業者と連携して実施しました。など</p>
会議の意見・評価 子ども・子育て	<p>■住宅政策推進事業について、子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備については、子育て世帯へのゆとりある住まいの提供を目的とした支援制度の「川崎市すまい・いかすプロジェクト」を活用し、既存住宅の活用に関するセミナーや、既存住宅の買取再販型の仕組みの普及に向けてイベントへの出店を行う等、民間事業者と連携して実施したことを評価します。今後も、子育て家庭が安心して暮らせるよう、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策が推進されることを望みます。など</p>
今後の取組	<p>■住宅政策推進事業について、住宅基本計画に基づき、重点的に検討していく課題に焦点を当て、課題毎に住宅政策審議会において調査審議を実施するなど、計画に位置付けた施策を推進していきます。など</p>

施策の方向性II 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

(1) 事業の達成度

施策の方向性IIは施策5～6で構成され、それに紐づく26の事務事業があり、その事務事業について評価を行った結果、「2 目標を上回って達成した事務事業」が1事業（3.9%）、「3 ほぼ目標どおり達成した事務事業」が22事業（84.6%）、「4 目標を下回った事務事業」が3事業（11.5%）であり、「1 目標を大きく上回って達成した事務事業」及び「5 目標を大きく下回った事務事業」はありませんでした。

(2) 施策の貢献度

施策の貢献度については、「A 貢献している事務事業」が17事業(65.4%)、「B やや貢献している事務事業」が9事業(34.6%)であり、「C 貢献の度合いが薄い事務事業」はありませんでした。

(3) 今後の事業の方向性

今後の事業の方向性については、「I 現状のまま継続する事務事業」が3事業(11.5%)、「II 改善しながら継続する事務事業」が22事業(84.6%)、「III 事業規模を拡大する事務事業」が1事業(3.9%)であり、「IV 事業規模を縮小する事務事業」、「V 事業を廃止する事務事業」、「VI 事業を終了する事務事業」はありませんでした。

(4) 総合的な評価

施策の方向性IIに属する事務事業において、主な新たな取組としては、医療的ケア児保育について、令和4年10月に各区のランチ園1園で新たに受入を開始し、令和5年4月1日から公立保育所全園で受入を開始できるよう施設整備等を行いました。

達成度を2とした事業は「6(12)共生・共育推進事業」です。各学校における授業の実施は計画を上回り、新たに市立学校175校でSOSの出し方・受け止め方教育に取り組んだことなどを評価しました。

達成度を4とした事業の1つ目は、「5(2)認可保育所等整備事業」です。就学前児童数の減少等の影響により、定員に満たない既存保育施設が増加しており、法人経営に影響を及ぼす可能性があることから、追加募集を見合わせたため、実績は目標を下回りましたが、保育の質を担保した適正な選定を実施したほか、多様な整備手法により保育受入枠の拡大に努め、待機児童の解消を図ることができました。

2つ目は、「6(9)魅力ある高校教育の推進事業」です。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市立高等学校における在籍する教員が学校の設備を使って地域住民に対して行った講座の回数は目標を下回りましたが、図書館開放は248日実施しました。今後も新型コロナウイルス感染症に配慮しながら運営してまいります。

3つ目は、「6(13)児童生徒支援・相談事業」です。電話や来所での相談等、相談者のニーズに合わせて、多様な相談機能を生かした相談を進めましたが、来所での相談が長期化・複雑化していることや、申込から相談までの待機日数が長期化していることなどへの対応について課題が残りました。より良い支援体制を構築するため、業務改善や相談員の意識改革、学校との連携などについて、引き続き検討していきます。

(5) 各施策の評価等

施策5 質の高い保育・幼児教育の推進

高い保育ニーズや子育て家庭の多様なニーズに適切な対応を図るため、民間の多様な主体の参画を促進しながら、地域の保育需要にあった保育受入枠の確保に向けた取組を推進するとともに、きめ細かな保護者への相談支援を実施するなど、待機児童解消に向けた取組を継続します。また、質の高い保育・幼児教育の推進に向けては、担い手となる人材の確保・育成を図るとともに、民間の多様な事業主体への支援を進めます。医療的ケアを必要とする子どもをはじめ、特に特別な支援を必要とする子どもについては、子どもの特性や状況に応じた保育の提供や、小学校への接続を適切に行うための連携など、居住する地域で適切な支援が受けられるよう取組を進めます。

総合的な評価

■公立保育所運営事業について、川崎区・中原区保育・子育て総合支援センター及び各区保育総合支援担当並びに公立保育所が連携して、保育の質の維持・向上を図るため、公民保育所職員研修を実施したほか、医療的ケア児保育について、令和4年10月に各区のランチ園1園で新たに受入を開始し、令和5年4月1日から公立保育所全園で受入を開始できるよう施設整備等を行いました。など

会議の意見・評価
子ども・子育て

■公立保育所運営事業について、保育の質の維持・向上を図るため、公民保育所職員研修のほか、医療的ケア児保育について、令和4年10月に各区のランチ園1園で新たに受入を開始し、令和5年4月1日から公立保育所全園で受入を開始できるよう施設整備等を行ったことを評価します。今後も、民間保育所と連携し、安心・安全な保育所運営を推進するとともに、現状の課題に即した人材育成研修が実施されることを望みます。など

今後の取組

■公立保育所運営事業について、保育・子育て総合支援センター及び保育総合支援担当と連携を図り、課題を抽出しながら研修体制を整え、キャリアアップ研修の受講を引き続き促進するとともに、新型コロナウイルス感染症対策によりオンラインが中心となった研修体制についても検証を行い、対面での研修との適切なバランスを検討し、市内保育施設職員の更なる質の向上につなげていきます。また、対面での事業を再開し保育園を活用した体験保育や親子の交流の場を増やす等、地域子育て支援機能の充実も図り、地域に開かれた公立保育所として、「子ども・子育ての地域拠点化」を目指し、「保育」と「地域子育て」の一体的な事業推進拠点として効率的かつ効果的なサービスを行っていきます。さらに、医療的ケア児支援法の施行を受け、医療的ケア児等への適切な支援が求められていることから、各区の公立保育所での受入可能なケア内容の拡充等を検討してまいります。など

施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進

将来の社会的な自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を育てていくため、すべての学校で「キャリア在り方生き方教育」を実施するとともに、子ども一人ひとりの「分かる実感」を大切にするため、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導に取り組みます。また、すべての子どもがいきいきと個性を發揮しながら成長できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援を実施するとともに、学校における子どもの安全を確保するため、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。

総合的な評価

■かわさきGIGAスクール構想推進事業について、推進協力校13校、研究推進校1校における支援を通して、かわさきGIGAスクール構想ステップ2の実現に向けた研究を推進するとともに、授業公開等を通して研究成果を横展開しました。また、他部署と連携して「かわさきGIGAスクール構想教職員向けハンドブックステップ3」を作成しました。さらに、小・中・特別支援学校にICT支援員を計1,690回派遣しました。など

会議の意見・評価
子ども・子育て

■かわさきGIGAスクール構想推進事業について、着実な人材育成と現場におけるステップアップの支援がなされたことを評価します。児童生徒の状況に応じて、ICTスキルを段階的に高めるとともに、情報セキュリティや情報モラルについて確実な習得をめざすことを望みます。など

今後の取組

■かわさきGIGAスクール構想推進事業について、「①「かわさきGIGAスクール構想」に基づく着実な人材育成と現場におけるステップアップの支援」については推進協力校の募集枠を拡大するとともに、国のリーディングDXスクール事業を活用して更に取組を推進します。また、ICT支援員の配置を継続して行います。「学校での活用を促進する人的支援」については、教職員のニーズや国の動向、育成指標を踏まえて研修内容を検討し実施します。など

施策の方向性III 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

(1) 事業の達成度

施策の方向性IIIは施策7～9で構成され、それに紐づく25の事務事業があり、その事務事業について評価を行った結果、「2 目標を上回って達成した事務事業」が2事業(8%)、「3 ほぼ目標どおり達成した事務事業」が22事業(88%)、「4 目標を下回った事務事業」が1事業(4%)であり、「1 目標を大きく上回って達成した事務事業」及び「5 目標を大きく下回った事務事業」はありませんでした。

(2) 施策の貢献度

施策の貢献度については、「A 貢献している事務事業」が 17 事業（68%）、「B やや貢献している事務事業」が 8 事業（32%）であり、「C 貢献の度合いが薄い事務事業」はありませんでした。

(3) 今後の事業の方向性

今後の事業の方向性については、「I 現状のまま継続する事務事業」が 3 事業（12%）、「II 改善しながら継続する事務事業」が 21 事業（84%）、「III 事業規模を拡大する事務事業」が 1 事業（4%）であり、「IV 事業規模を縮小する事務事業」、「V 事業を廃止する事務事業」、「VI 事業を終了する事務事業」はありませんでした。

(4) 総合的な評価

施策の方向性Ⅲに属する事務事業において、主な新たな取組としては、ひとり親家庭等の子どもの将来の自立に向けた学習や居場所等の支援について、すべての実施場所において対象を小学3年生から中学3年生までに拡充したほか、課題を抱える子ども・若者の居場所づくりの取組として、令和4年6月から「こどもサポート小田」を小田こども文化センターで開始しました。また、保護者目線で発達に不安のある子どもの成長・発達を支援するための取組として、子ども発達・相談センターを、令和3年度に設置した川崎区及び幸区に続き、令和4年10月に市内2区（宮前区及び多摩区）に開設し、整備・運営と地域の関係機関との連携体制の構築の取組を推進しました。

達成度を2とした事業は、「7(3)里親制度推進事業」、「8(8)障害者就労支援事業」です。「7(3)里親制度推進事業」については、さまざまな媒体を活用して情報発信を行った結果、里親やふるさと里親登録数の実績が目標を上回ったこと、里親養育技術向上のための研修会等の開催実績が目標を上回ったことなどを評価しました。「8(8)障害者就労支援事業」については、就労支援ネットワーク会議の開催など本市独自の取組を進めることにより、障害者総合支援法に基づく、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等からの一般就労移行者数が328人となり、目標値を上回って達成したことを評価しました。

達成度を4とした事業は、「8(5)民生委員児童委員活動育成等事業」です。民生委員児童委員の充足率、民生委員児童委員の認知度は、実績が目標を下回りましたが、令和4年度中に各区役所や地域と調整し、追加で2回の随時改選を行い、欠員補充（充足率令和4年12月の一斉改選時点80.9%、年度末時点82.5%）を行ったほか、民生委員児童委員活動の見える化等、充足率の向上に向けた取組を進めています。

(5) 各施策の評価等

施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

個々の家庭や子どもが抱える複雑困難な課題に対して、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、より家庭に近い環境で子どもの健全な成長・発達を保障する取組を推進します。また、日常生活に様々な課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう、相談援助や個別支援を実施します。

総合的な評価	■子ども・若者支援推進事業について、川崎市子ども・若者支援機関案内冊子である「かわさきサポートブック」を改訂し、一層の周知及び活用に向け、各区地域みまもり支援センター等の掲載機関に加え、新たに認こども文化センターの職員等に配布しました。また、課題を抱える子ども・若者の居場所づくりの取組として、令和4年6月から「こどもサポート小田」を小田こども文化センターで開始したほか、要支援家庭見守り体制強化事業については、地域社会全体で要支援家庭を支える体制を強化することを目的に、川崎区においてモデル事業を実施しました。女性保護事業については、DV相談支援センターにおいて754件の電話相談を受け付け、DV被害者等への相談・支援を実施しました。など
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

会議の意見・評価	子ども・子育て	■子ども・若者支援推進事業について、「かわさきサポートブック」を改訂し、一層の周知及び活用に向け、各区地域みまもり支援センター等の掲載機関に加え、新たにこども文化センターの職員等に配布したことを評価します。また、課題を抱える子ども・若者の居場所づくりの取組として、令和4年6月から「こどもサポート小田」を小田こども文化センターで開始したほか、要支援家庭見守り体制強化事業については、地域社会全体で要支援家庭を支える体制を強化することを目的に、川崎区においてモデル事業を実施したことを評価します。今後も、地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支える取組を支援することを望みます。など
今後の取組		■子ども・若者支援推進事業について、今後もより効果的に子ども・若者への支援を実施するために、事業の位置付け等の整理や見直しを検討するとともに、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、子ども・若者がその生まれ育った環境に左右されることなく、「自分の未来」に自信と夢と希望を持てるよう、様々な施策を総合的に推進していきます。など

施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援

日常生活に様々な課題を抱え、生活に困窮した家庭に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、困難を抱える子ども・若者が、社会生活を自立して営むことができるよう、社会参加の促進に向けた取組や生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援を実施します。

総合的な評価	■障害者就労支援事業について、障害福祉施設からの一般就労移行者数については、R3年3月の法定雇用率引き上げ等、社会環境の変化の影響もある中で、就労援助センターならび市内就労移行支援事業所を中心として個別的就労支援に取り組むとともに、就労支援ネットワーク会議の開催など本市独自の取組をすすめることにより、障害者総合支援法に基づく、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等からの一般就労移行者数が328人となり、目標を上回って達成できました。など
総合的な評価	■障害者就労支援事業について、個別的就労支援に取り組むとともに、就労支援ネットワーク会議の開催など本市独自の取組を進めたことにより、障害者総合支援法に基づく、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等からの一般就労移行者数が328人となったことを評価します。など
今後の取組	■障害者就労支援事業について、令和6年4月から段階的な法定雇用率の引き上げをふまえ、障害者就労支援ネットワーク会議等において支援機関、学校等と情報の共有や課題を整理し、教育段階からの一貫的な支援を踏まえ一般就労に向けた支援や労働雇用関連部署と連携した企業の雇用を支援する取組を強化していきます。など

施策9 障害福祉サービスの充実

障害のある子ども・若者が、社会に参画し、自立して地域生活が送れるよう、福祉的なサービスの提供を行うとともに、発達に不安のある子どもの成長・発達を支援するための取組を推進します。

総合的な評価	■障害児施設事業については、主に医療的ケア児や重症心身障害児等を受け入れる日中活動支援事業所等の拡充や、障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の拡充などにより、障害児の地域生活等を支えるための取組を推進しました。など	
会議の意見・評価	子ども・子育て	■障害児施設事業について、主に医療的ケア児や重症心身障害児等を受け入れる日中活動支援事業所等の拡充や、指定障害児相談支援事業所が拡充されたことを評価します。引き続き、障害児の地域生活を支えるための取組が推進されることを望みます。など
今後の取組		■障害児施設事業について、国の制度を踏まえ、本市の障害児（医療的ケア児・者を含む）施策の実施や障害（児）福祉サービス費等の給付等を通じて、障害児及びその家族の地域生活支援を行うため、着実に事業を推進します。また、今後も身近な地域で支援が受けられる体制整備にかかる取組を進めます。など

5. 点検・評価の結果(第5章 個別課題における推進項目の進捗状況及び今後の方向性)

3つの課題「子どもの貧困対策の推進」、「児童家庭支援・児童虐待対策の推進」、「困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進」における推進項目について、進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性を示しました。

(1) 子どもの貧困対策の推進

●取組の方向性1 生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実

困難な生活状況に置かれた子ども・若者に対する経済的支援、学習支援や就労支援等のほか、保護者への経済的支援、生活支援や就労支援等、多様な課題に対応する支援施策を推進しました。

【取組の方向性1 次年度以降の主な取組の方向性】

ひとり親世帯への支援については、令和3年度の「川崎市ひとり親に関するアンケート」の結果を踏まえ、引き続き「子育て・生活支援」・「就業支援」・「養育費確保」・「経済的支援」に基づく、ひとり親家庭の将来の自立に向けた支援施策の充実に取り組みます。

生活保護受給世帯への支援については、生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施するとともに、生活保護受給世帯等に対する学習支援を市内17か所で継続的に実施します。

社会的養護を必要とする児童等への支援については、里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するとともに、里親支援機関と連携しながら里親家庭への効果的な支援の実施に向けた取組を進めます。また、施設での家庭的養育の推進に向け、引き続き職員配置の充実や運営に関する支援を実施します。さらに、自立支援のための各施策の確実な周知を図り、児童の状況に応じて適切な支援が実施されるよう関係機関と連携しながら取組を推進します。

その他、生活に困難を抱える世帯等への支援については、就学援助費、高等学校奨学金、大学奨学金、学び直し支援金及び授業料の免除等を、継続的に実施していきます。

●取組の方向性2 地域における支え合いのしくみづくり

地域の子育て機関やボランティア等と連携し、子育て家庭を孤立させないつながりづくり、多世代がつながりながら子どもを育む地域づくり、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支える仕組みづくりを推進するため、種々の施策に取り組みました。

【取組の方向性2 次年度以降の主な取組の方向性】

子育て家庭を孤立させないつながりづくりについては、引き続き、地域子育て支援センター事業やふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、安心して子育てを行えるよう、地域の中で子育てを行う親に対する支援を実施していきます。

多世代がつながりながら子どもを育む地域づくりについては、こども文化センターの施設特性を活かしながら、引き続き、地域交流に関する取組を幅広く実施していきます。

支援が届きにくい子どもや子育て家庭を支えるつながりづくりについては、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、引き続き、その役割を担う団体に対し、補助金を交付します。

●取組の方向性3 相談機関等による支援の充実と連携の強化

多職種の専門職が連携し、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を個別的・専門的に行うとともに、子どもや子育て家庭に関わる様々な機関が連携しながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくりを推進しました。

【取組の方向性3 次年度以降の主な取組の方向性】

相談・支援機関の支援の充実については、各区役所地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築に向けた検討を進めるとともに、児童虐待防止センターにおける相談対応により早期発見・対応に取り組みます。

相談・支援機関の連携の強化については、要保護児童等の支援の充実のため、要保護児童対策地域協議会における関係機関のネットワークの強化に取り組みるとともに、要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。また、区役所及び児童相談所、関係機関の更なる連携強化を図り、きめ細やかな対応と個別支援を実施します。

●取組の方向性4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実

すべての子ども・若者の健全な育成を図り、「子どもの貧困」に関わる対応策を総合的に推進していく上で、非常に大きな役割を果たす基盤制度である「母子保健」「保育・幼児教育」「学校教育」の充実を図りました。

【取組の方向性4 次年度以降の主な取組の方向性】

母子保健の推進については、新たに妊娠後期アンケートを実施するとともに、オンラインを活用した面談手法を取り入れながら、引き続き、効果的な伴走型相談支援に取組みます。また、弱視等の可能性のある子どもを早期に発見し、治療につなげるため、検査可能率の高さと視力の発達を踏まえて3歳児健康診査において、屈折検査機器による検査を令和5年1月から先行2区で開始し令和5年5月から全区で実施していきます。また、産婦健康診査を令和6年1月から開始し、産後うつ予防や支援を必要とする産婦を早期に発見し、適切なサービス等につなげていきます。

保育・幼児教育の推進については、公立保育所等の実践フィールドを活用した公開保育や職員交流、保育の課題や実践を主とした研修等の開催、体験保育や離乳食講座等の子育て支援を通して、更なる保育の質の向上や地域のニーズに根差した地域支援の充実を進めます。

学校教育の推進については、新しい川崎市学習状況調査等の実施により子ども本人や保護者、学校が学習状況と課題を把握することで、子どもが主体的に1人1台端末を活用して学習改善を行ったり、各学校が子どもの実態等を踏まえた授業改善等の取組を行ったりする、「分かる」授業の実現に向けた取組を継続して行う必要があります。

(2) 児童家庭支援・児童虐待対策の推進

●取組の方向性1 地域での子育て支援の充実

子育てを取り巻く環境が変化中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しているため、地域での子育て支援の充実に向けた取組を推進しました。

【取組の方向性1 次年度以降の主な取組の方向性】

孤立感や負担感を持つ子育て家庭の増加に対応し、地域の子ども・子育て支援に資する場の充実や市民が相互に支え合う仕組みの推進など、地域の中で子育てをしやすい環境づくりに継続して取り組みます。

●取組の方向性2 虐待の発生予防策の推進

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援や、妊娠に必要な知識の普及啓発及び保健教育を推進し、児童虐待防止に向けた普及啓発を進めました。

【取組の方向性2 次年度以降の主な取組の方向性】

妊娠期からの切れ目のない支援や、妊娠に必要な知識の普及啓発や思春期保健相談の実施、児童虐待の課題に対する理解を促進するための啓発月間の推進等、虐待発生予防策に引き続き取組みます。

●取組の方向性3 早期発見・早期対応の充実

乳児家庭全戸訪問事業等母子保健事業の実施、要保護児童対策地域協議会等による関係機関との連携の強化、地域での見守り体制の構築などを通じ、児童虐待の早期発見・早期対応を進めました。

【取組の方向性3 次年度以降の主な取組の方向性】

母子保健事業における早期把握と支援の取組を進めるとともに、要保護児童対策地域協議会等の地域ネットワークを活用し、医療・保育・教育等関係機関等との連携を強化するなど、児童虐待の早期発見・早期対応を進めます。

●取組の方向性4 専門的支援の充実・強化

児童虐待対応においては、児童・保護者双方に対する支援で高い専門性が求められるため、組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーの活用や、各種専門機関・専門家と連携を強化する等、専門的支援の充実・強化を行いました。

【取組の方向性4 次年度以降の主な取組の方向性】

組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーの活用や、各種専門機関・専門家と連携を強化すること等により、求められる高い専門性を確保し、支援の充実・強化を行います。

●取組の方向性5 人材育成の推進

専門職の育成に関わる研修等を充実させるとともに、長期的な仕組みづくりに取り組み、高い専門性が求められる児童虐待対策分野における人材育成を進めました。

【取組の方向性5 次年度以降の主な取組の方向性】

国の新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン等において、児童福祉司等の増員による体制強化と併せて、職員の専門性強化も求められており、人材育成の必要性はますます高まっています。そのため、各種研修等による職員の資質向上や児童家庭相談全体における人材育成の視点も踏まえたジョブローテーションを進めていきます。

●取組の方向性6 社会的養護・自立支援の充実

平成29年に国が示した「新しい社会的養育ビジョン」には、家庭養育の更なる推進、児童養護施設等の高機能化・多機能化がうたわれており、本市においても、里親の新たな担い手の確保等の取組を進めました。

【取組の方向性6 次年度以降の主な取組の方向性】

より家庭に近い環境での養育を実現するため、里親の確保や親子関係再構築の取組等を進めます。

●取組の方向性7 地域・広域連携等の強化

地域への普及啓発の取組を含め、児童虐待の課題への対応策を実施するにあたり、関係する団体、機関、自治体と効果的かつ的確に連携を進めました。

【取組の方向性7 次年度以降の主な取組の方向性】

地域に向けた普及啓発の取組について関係する団体と連携するとともに、児童虐待の課題への対応策を進めるため、警察などの関係機関や他の自治体と効果的かつ的確に連携を図ります。

(3)困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進

●取組の方向性1 子ども・若者の居場所の充実

子ども・若者を中心に様々な世代の地域住民が気軽に集える居場所の充実を図るとともに、困難な課題を抱える子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりに取り組みました。

【取組の方向性1 次年度以降の主な取組の方向性】

引き続き、多世代にとって、安全・安心な居場所となるよう、こども文化センターを活用し行政、地域の各団体が共に連携しながら地域づくりを進めます。

●取組の方向性2 子ども・若者がSOSを発信しやすいしくみづくり

子ども・若者が自らSOSを発信できるよう、多様なツールを活用した取組を進めるとともに、子ども・若者のSOSをしっかりとキャッチできるよう、子ども・若者を見守り・支える意識を醸成するなどの普及啓発に取り組みました。

【取組の方向性2 次年度以降の主な取組の方向性】

各学校の支援のため、総合教育センターの教育相談事業と連携をとり、今後も継続していきます。また学校の実情に合わせて研修内容や形態を工夫しながら学校要請研修等を行います。

エクササイズを活用した実践形式の研修会の希望があるため、今後も継続していきます。またGIGAスクール構想による1人1台端末に対応したエクササイズやSOSの出し方・受け止め方に関するエクササイズを実践し、効果検証をしていきます。

●取組の方向性3 地域の見守り体制の強化

地域人材を活用した地域の見守りや地域団体等のつながりづくりなど、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える体制の強化に取り組みました。

【取組の方向性3 次年度以降の主な取組の方向性】

「こどもサポート小田」「こどもサポート旭町」において、不登校などの課題を抱えている子どもたちが、安心して過ごせる場所として、居場所の提供や学習支援を行うとともに、不登校児等や保護者に対する接し方や支援方法などについて検討・議論する個別検討会議を引き続き開催し、関係行政機関内での連携を行います。

●取組の方向性4 専門的な相談・支援体制の充実

児童相談所等の専門機関のほか、区役所など身近な相談場所においても、個々の子ども・若者やその家庭の実情に応じたきめ細やかな支援ができるよう、体制強化を図るとともに、多様な専門職が協働して相談支援に取り組みました。

【取組の方向性4 次年度以降の主な取組の方向性】

要支援家庭等の早期発見・早期対応・未然防止に向けた相談支援体制の強化については、各区役所地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断がスムーズに行えるよう事例の積み重ねを行うことにより、組織的な判断力の更なる強化を進めるとともに、児童家庭相談支援に係る専門的支援機能の構築に向けた取り組みを進めます。

不登校・ひきこもり等に対する相談支援体制の強化については、各区・教育担当が、毎月各学校に長期欠席生徒の確認を行い、適切に対応を取れているかどうかきめ細かく生徒の状況を把握し、関係機関と連携して課題解決に向けて取り組みます。

発達等に課題を抱える子ども・若者の相談支援体制の強化については、これまでの取組を踏まえ、取組を推進するとともに、令和5年度中に、北部地域(麻生区)に「子ども発達・相談センター」を新たに設置します。また、同センターの未整備地域について、令和3～4年度に開設した同センターの運用状況を検証した上で、今後の施設整備に向けた検討を進めます。

就労・自立に向けた相談支援体制の強化については、雇用情勢や社会的ニーズに応じながら事業を継続し、求職者に対する就業支援を実施するとともに、若年無業者の職業的自立支援に取り組みます。

●取組の方向性5 専門的支援ネットワークの構築

児童虐待、非行、不登校及びひきこもり等複雑・困難な課題を抱える子ども・若者やその家庭への支援の充実を図るため、関係機関総合の連携強化に取り組みました。

【取組の方向性5 次年度以降の主な取組の方向性】

非行・不登校等の未然防止・重症化予防等に向けて、児童相談所・教育委員会・警察（各警察署・少年相談・保護センター）・法務少年支援センター等関係機関による実効的なネットワークの強化を図り、学齢期の非行等の問題行動等に対し、関係機関と連携して、早期対応や未然防止を図るための相談援助体制を強化します。

各区・教育担当が、各学校の生徒指導担当や児童支援コーディネーターが要となり、児童、生徒の様子を細かく把握するよう指導し、各区・教育担当と警察とが総合に連携して、児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取り組みを行っていきます。